

甲斐市議会 総務常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和8年3月5日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（8名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	若尾彰子君
	安倍健治君		保坂康君
	金丸幸司君		赤澤厚君
	小澤重則君		松井豊君

欠席委員（なし）

傍聴議員（2名）

議長	秋山照雄君		依田那津希君
----	-------	--	--------

説明のため出席した者の職氏名

市長公室長	丸山英資君	総務部長	小林一三君
財政部長	宮本裕君	まちづくり 振興部長	小宮山尚君
防災危機 管理監	酒井厚志君	秘書課長	瀧波秀彰君
政策戦略課長	田中貴則君	総務課長	大木康君
人事課長	小宮山厚君	アセット マネジメント 推進課長	森澤篤史君
財政課長	伊藤敦君	税務課長	山田郁子君
建設課長	保坂俊和君	防災危機管理 課長	高橋正樹君
シティプロモ ーション係長	上條秀夫君	政策推進係長	杉田博一君
DX推進係長	丸山剛君	総務係長	小林悟君
庁舎・システ ム管理係長	伊藤達郎君	給与係長	伊藤仁美君

契約係長	松井 崇 君	財政係長	徳井 雄一 君
市民税係長	荻原 実香 君	建設整備係長	秋山 裕介 君
防災減災係長	古田 悟大 君	消防防犯係長	石橋 聡 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中澤 一 昭	書記	小林 久 美
書記	深澤 隼 人		

審査内容

1 条例等審査

議案第 1 号 甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件

議案第 1 2 号 甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件

議案第 1 3 号 甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件

議案第 3 1 号 篠原地区公園整備工事（2 工区）請負変更契約締結の件

議案第 3 2 号 勸進橋災害復旧工事（明許）請負変更契約締結の件

2 補正予算審査

議案第 4 号 令和 7 年度甲斐市一般会計補正予算（第 8 号）

3 その他

開会 午前 9時28分

○書記（小林久美君） 改めましておはようございます。ご参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから総務常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただき、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、内藤委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 改めましておはようございます。

ご参集、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会は、条例審査並びに補正予算の審査がありますけれども、審査がスムーズに進行できますよう委員各位のご協力をお願い申し上げまして挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

○委員長（内藤久歳君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また市当局の答弁も分かりやすく説明していただきたいと思ひます。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は、円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思ひますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例等審査を行います。

議案第1号 甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件について、当局より説明をお願いいたします。

高橋防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） 改めましておはようございます。お疲れさまでございま

す。

防災危機管理課から、議案第1号 甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件についてご説明いたします。

初めに、条例改正の提案理由を議案書で説明させていただきまして、その後改正内容について議会資料で説明をさせていただきます。

それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の提案理由につきましては、下段にありますとおり、災害弔慰金の支給等に関する法律の改定に伴い、災害弔慰金または災害障害見舞金を支給するに当たり、災害関連死に係る判定を行うための審査会を設置するため、所要の改正を行う必要があります。これが、この条例案を提出する理由でございます。なお、施行期日につきましては公布の日からとするものであります。

続きまして、改正内容を議会資料で説明させていただきますので、議会資料の3ページをお願いいたします。甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の新旧対照表になります。

初めに、ページ左側の新条文の中段第3条でございます。

第3条におきましては、市民が災害により死亡した場合に、遺族に対して災害弔慰金を支給することを規定しておりますが、今回の改正により、第2項として下線部分を追加し、災害弔慰金の支給決定を行う場合には、支給の要件に該当することが明らかであるときを除き、あらかじめ第16条第1項に規定する甲斐市災害弔慰金等支給審査会に諮問し、その答申に基づき支給の決定を行うことを規定しております。

4ページをお願いいたします。

次に、上段第9条でございます。

第9条におきましては、市民が災害により負傷しまたは疾病にかかり治った場合であって、法律で定められている一定の障がいがあるときに、災害障害見舞金を支給することを規定しておりますが、今回の改正により、第2項を追加し、災害障害見舞金の支給決定を行う場合についても、支給の要件に該当することが明らかであるときを除き、あらかじめ審査会に諮問し、その答申に基づき支給の決定を行うことを規定しております。

次に、第5章として、第16条を新たに設けております。

第16条におきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律第18条の規定に基づき、甲斐市災害弔慰金等支給審査会を置くことを規定しております。同条第2項において、審査会は市長の諮問に応じて災害弔慰金または災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するも

のとしております。また、第3項から第6項において審査会の委員数、委員の構成、任期及び守秘義務について規定しております。

5ページをお願いいたします。

最後に、審査会の規定を新設したことに伴い、章立ての整理を行うとともに補足の条番号を第17条とする所要の整理を行っております。

以上が甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の説明となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 明らかに災害に起因するものを除くというのは、具体的にはどんな例があるか。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） こちらのほうにつきましては、災害が起きまして、その行為で亡くなられた場合が、その判定が難しい判断できない場合に基づいて審査会に諮るということであります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 弔慰金に関して、災害の関連死というのがあったじゃないですか。判定が難しいということで、だからこの中にも医師とか弁護士とかいう方がいるんだろうなと思うんですけども、申請してから調査が始まって審議会かけられて最終的に決定下すまでに期間って決まっているんですか、この期間でやりなさいとか。申請から支給までのプロセスってどうなっているのか教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） 期間等決まっておりますが、やはり申請をいただきまして、そこから調査等資料を作成した中で審議のほうかけていただくという流れになりますので、期間等については、その案件によることもありますので期間は定めていない状況です。

○委員長（内藤久歳君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） ちなみに、この弔慰金って支払われる金額ってあれなんですか、さっき言った内容によって金額が違ってくるのか、それとも一定に決まっているのか、その辺教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） 災害弔慰金の金額につきましては、支給額につきましては、生計維持者が死亡した場合には500万円、その他の者については250万円という金額になっております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） 委員の構成なんですけれども、委員に医師、弁護士、学識経験者とありますが、医師というのはどういう医師でしょうか、甲斐市の市医を務めてくださっている先生方なのか、そのあたりの選定というのはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） こちらのほうもいろいろな案件がありますので、医師もいろいろな方がおります。そこで甲斐市との協議した中で委員のほうを推薦等していただきたいと考えております。

○委員長（内藤久歳君） 若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） それは医師会か何かに推薦していただくというようなことでしょうか。甲斐市が推薦する。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） 甲斐市のほうから相談した中で医師会のほうから推薦のほうをいただきたいと。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 弔慰金に対して審査してやるというんですけれども、医師の先生、弁護士の先生判断が違ったりすると、その相手方に対しても不満とかいろいろあるなんていうことは聞いたことがあるんですけども、一応これ何か国のほうでガイドラインになるみたい

なものが実際あるのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） ガイドラインについては、定めがあることをちょっと確認していないんですけども、そういった事例集をまとめたものがありますので、そういったものを活用して判断して。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） いいですか。

ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第1号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時41分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、議案第12号 甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改

正の件について当局より説明をお願いいたします。

小宮山人事課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 改めまして、おはようございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、人事課から、議案第12号 甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案書の45ページと議会資料の8ページをお願いいたします。

説明を続けさせていただきます。

初めに、条例改正の提案理由を議案書で説明させていただきます。

提案理由であります。甲斐市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議員の報酬月額を改定するため所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、議会資料をお願いいたします。

新旧対照表に記載のありますとおり、議長の報酬を月額41万円から45万円に、また副議長の報酬を月額37万円から42万円に、議員の報酬を月額36万円から40万円にそれぞれ増額改定を行うものであります。

なお、条例の施行日は令和8年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この物価高で市民の感情もかなりありますので、私は基本的には据置きでも構わないと思いますから、一応考えとしてはそんなところですよ。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 討論がありますので、これより議案第12号の採決を行います。

本案は起立により採決いたします。

お諮りします。本案に賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○委員長（内藤久歳君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第12号を終わります。

次に、議案第13号 甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件について当局より説明をお願いいたします。

小宮山人事課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

議案第13号 甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件について説明させていただきます。

議案書の46ページと議会資料の9ページをお願いいたします。

議案書にあります、条例改正の提案理由であります。甲斐市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料月額を改定するため、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、議会資料をお願いいたします。

議会資料の新旧対照表に記載のありますとおり、市長の給料を月額80万円から85万円に、副市長の給料を月額64万円から69万円に、教育長の給料を月額57万円から62万円にそれぞれ増額改定を行うものであります。

なお、条例の施行日は令和8年4月1日を予定しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 参考に、県下の市の市町村の報酬等を鑑みて今度新しくなるとどのくらいのあれになるの。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 市長、副市長、教育長共に甲府市は特別としましても、甲府市を除いた市の中では一番最高額となります。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当然、人口も山梨県ナンバー2の市だし、当然そのぐらいの報酬はあって当たり前だと思うので、妥当な金額じゃなかったかなと思います。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかに質疑等ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

本案に対する討論はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 先ほどの議員報酬と同じで、やはりこの物価高騰の中での市民感情その他含めてちょっと賛成はできかねるということです。

○委員長（内藤久歳君） ありがとうございます。

次に、賛成討論を許します。

本案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 以上で討論を終了いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

本案は起立により採決いたします。

お諮りします。本案に賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○委員長（内藤久歳君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第13号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時50分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、議案第31号 篠原地区公園整備工事（2工区）請負変更契約締結の件について当局より説明をお願いいたします。

森澤アセットマネジメント推進課長。

○アセットマネジメント推進課長（森澤篤史君） 改めまして、おはようございます。

アセットマネジメント推進課からは、議会議決を必要とする請負変更契約につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案（初日）のフォルダー内にごございます、甲斐市定例市議会議案と議会資料のほうをご用意いただきたいと思います。

初めに、議案第31号 篠原地区公園整備工事（2工区）請負変更契約締結の件につきましてご説明させていただきます。

議案の4ページのほうをご覧いただきたいと思います。

篠原地区公園整備工事（2工区）について、次のとおり請負変更契約を締結するものであります。

契約の目的は、篠原地区公園整備工事（2工区）

請負金額は、変更前が3億7,400万円、これは当初の契約金額であります。変更後は2億8,640万1,500円で、差引き8,759万8,500円の減額であります。

契約の相手方は、中村建設・新光土木篠原地区公園整備工事（2工区）共同企業体で、代表者は株式会社中村建設代表取締役中村国男氏でございます。

提案理由であります、この請負変更契約の締結につきましては、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この案件を提出する理由でございます。

契約の経過につきましてご説明させていただきますので、恐れ入りますが議会資料の3ページをご覧いただきたいと思います。

本工事の発注に当たり、入札公告を令和6年11月8日に行い、入札参加の受付期間を公告日から11月18日までとして、11月25日に入札を執行いたしました。

契約方法は、一般競争入札であります。

入札結果の概略であります、応札者は2JVで、中村建設・新光土木JVが税抜き3億4,000万円で落札し、税込み3億7,400万円で契約をいたしました。

次に、契約後の経過になりますが、当初契約につきましては、令和6年12月16日開催の

甲斐市議会定例会におきまして議決をいただき、契約額3億7,400万円、工期を契約日の翌日から令和8年3月13日までとし本契約を締結いたしました。

第1回目の変更契約につきましては、国の防災・安全交付金の追加交付決定に伴い、契約約款に記載されている債務負担行為に係る各年度の支払限度額等を変更したものであり、請負額等に変更はございません。

今回の第2回目の変更仮契約につきましては、公園整備工事の内容変更に伴う請負額の減額であります。

理由につきましては、並行して施工しております子ども体験学習施設等建設工事との施工工程の兼ね合いによる擁壁設置工及び雨水排水管工、スプリンクラー設備工の一部取りやめによるものであります。令和8年2月5日に、契約額から8,759万8,500円を減額した2億8,640万1,500円の請負額に変更する仮契約の締結を行い、本議案の議会議決をもって変更後の本契約に移行するものであります。

工期につきましては、変更はございません。

最下段の請負業者につきましては、重複した内容でありますので割愛させていただきます。

以上、議案第31号 篠原地区公園整備工事（2工区）請負変更契約締結の件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） スプリンクラー、排水などの一部取りやめの理由は何だったんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 秋山係長。

○建設整備係長（秋山裕介君） スプリンクラーの変更の内容につきましては、先ほど説明がありましたけれども、子ども体験学習施設の足場がありまして、支障になっておりまして、外部から内部のほうに配管を行うに当たりまして支障になりましたのでそこで変更が出ております。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 設計図を見ていないのでよく分からないんですが、排水工だとかスプリンクラー自体はそんなに金のかかる問題じゃないので、これだけの減額というのはちょっと分からないです。

○委員長（内藤久歳君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 9時57分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

小宮山部長。

○まちづくり振興部長（小宮山 尚君） 改めて私のほうからご説明させていただきます。

こちらの篠原地区公園整備事業につきましては、現在2つの工事を施工しております。

まず1つが、篠原地区公園子ども体験学習施設及び多目的棟南トイレ建築工事が1つです。もう一つ、それと併せて今回の変更のお願いをしている篠原地区公園整備工事（2工区）この2つの工事を篠原公園の1つのエリアの中で発注しております。

こちら、令和6年の12月から両工事がスタートしたわけですが、同じエリアでやるので私ども工程管理というのが非常に難しいものですから、月に2回工程会議を開きまして、こっちの建築工事と公園整備工事をうまく擦り合わせてやってきたんですけども、ただ、夏頃になりまして、その工程の中でどうしても重複してしまうエリアが出てしまう工事が、その中で工程調整をした中で、建築工事を優先させないと建築工事のほうが規模が大きいの困るといことで、そこに重複するエリアに建築工事では建屋をするのに足場を組まなければならない、足場を組んで建屋をするんですけども、その足場が撤去できたら公園整備工事を今回取りやめになったのをやろうといことで、夏頃から工程を組んだんですけども11月になりまして、鋼材の購入に今の市場の動向が物価高とかいことで入りが悪くなって、それでちょっと建築工事のほうに遅れが出てしまったと。

予定では、建築工事の足場を12月には撤去してその後先ほど言ったスプリンクラー工事とか擁壁工事をその重複した部分をやる工程でいたんですけども、今の理由で遅れが生じてしまって、公園整備工事のほうで、工期が補助金関係もあるしで今年度3月13日までなんで、そうすると12月からだったらこの工程厳しかったんですけども、何とかこの工事が終わるんですけども、少しずつこんでしまったので、それを取りやめなければ工期内の完成ができないといことで、今回減額ですけれども、この取りやめた工事につきましてなくすということではなくて、今後建築工事の進捗を見ながら、新年度になりますけれども、

予算措置をまた議会にお願いして、そこで発注して完成に向けて取り組んでまいりたいというのが今回の減額の経緯でございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今説明受けて大体の様子は分かったんだけど、令和8年3月13日までに工事の施工が間に合わないと、全部やると、建物のほうの関係で若干遅れたということで工事は全部を入れるとなかなかそれまでに工期が間に合わないの減額して、この工事は取り下げたという解釈でいいのかな。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山部長。

○まちづくり振興部長（小宮山 尚君） そのとおりでございます。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） その後の取り下げたスプリンクラーとか排水工事これは新たに発注をするの、現状の業者がそのまま手続やるの、その辺はどうなの。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山部長。

○まちづくり振興部長（小宮山 尚君） 取りやめの工事はこの工事の中で取りやめて、この工事自体は3月13日で完了いたしますので、この業者はこれで終わりです。改めて予算が新年度にございませんので、改めて予算を補正でお願いしまして、新しい工事として発注する予定でございます。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当然、さっき言った減額の8,700万円おおよその工事を新しい年度でまた発注するということがいいのかな。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山部長。

○まちづくり振興部長（小宮山 尚君） そのとおりでございます。

○委員（赤澤 厚君） 十分に説明は理解できたし分かるんだけど、基本的に最初からこういう工事というのはある程度予算組めば大体できるわけ基本的に。それを発注の時期とかこういったことが起きるといことはあまり好ましくない。工事で一旦決めたことを減額してやるというのはあまり好ましくないの、今後こういった工事については十分気をつけてもらって時期とかいろんなものが絡む中で、やってもらえればいなど。今回こういったも

のはある程度やむを得ないとは理解はできるんだけど、あまり好ましくない、できるだけこういったことはなくして今後注意してもらえればありがたいと思います。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第31号を終わります。

次に、議案第32号 勸進橋災害復旧工事（明許）請負変更契約締結の件について当局より説明をお願いいたします。

森澤アセットマネジメント推進課長。

○アセットマネジメント推進課長（森澤篤史君） 引き続き、議案第32号 勸進橋災害復旧工事（明許）請負変更契約締結の件につきましてご説明させていただきます。

議案の5ページをお願いしたいと思います。

勸進橋災害復旧工事（明許）について次のとおり請負変更契約を締結するものであります。

契約の目的は、勸進橋災害復旧工事（明許）。

請負金額は、変更前が1億7,105万円、これは当初の契約金額であります。変更後が1億8,244万1,600万円で、差引き1,139万1,600万円の増額であります。

契約の相手方は、新光土木・三澤工業勸進橋災害復旧工事（明許）共同企業体で、代表者は株式会社新光土木代表取締役小沢和也氏でございます。

提案理由であります。この請負変更契約の締結につきましては、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この案件を提出する理由でございます。

契約の経過についてご説明させていただきますので、議会資料の4ページをご覧くださいと思います。

本工事の発注に当たり、入札公告を令和7年2月13日に行い、入札参加の受付期間を公告日から2月21日までとして2月28日に入札を執行いたしました。

契約方法は、一般競争入札であります。

入札結果の概略であります。応札者は2JVで、新光土木・三澤工業JVが税抜き1億5,550万円で落札し、税込み1億7,105万円で契約をいたしました。

次に、契約後の経過になりますが、当初契約につきましては令和7年3月19日開催の甲斐市議会定例会において議決をいただき、契約額1億7,105万円、工期を契約日翌日から令和8年3月12日までとし本契約を締結いたしました。

今回の第1回目の変更仮契約につきましては、工事内容の変更に伴う請負額の増額及び工期の延期になります。

理由につきましては、新設橋台の施工位置及び施工数量の変更、排水工の施工方法の一部変更及び仮設工における交通誘導警備員の増員などによるものであります。

また、工期の延期につきましては、仮水道管を新設橋梁に添架する復旧工事に日数を要するため、延期を行うものであります。

令和8年2月5日、契約額を1,139万1,600円増額した、1億8,244万1,600円の請負額とし、また工期につきましては3月12日から13日間延期し、3月25日までとする仮契約の締結を行い、本議案の議会議決をもって変更後の本契約に移行するものであります。

最下段の請負業者につきましては重複した内容でありますので割愛させていただきます。

以上、議案第32号 勸進橋災害復旧工事（明許）請負変更契約締結の件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第32号を終わります。

これで、条例等の審査を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時 8分

再開 午前10時10分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、補正予算審査を行います。

議案第4号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） それでは、そのようにいたします。

初めに、総務課より、2款総務費、1項総務管理費について説明をお願いいたします。

大木総務課長。

○総務課長（大木 康君） 大変お疲れさまでございます。本日もよろしく願いいたします。

総務課から補正予算の内容をご説明いたします。

補正予算説明書の22、23ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、014国際交流事業において159万2,000円の予算を減額するもので、財源は全て一般財源であります。

補正予算の内容でございますが、本市を含む3市1町で構成する峡中地区都江堰市友好協議会では、山梨県と中国四川省との友好県省締結40周年記念事業として、構成市町の首長、議長を含む13人の団員が昨年10月26日から3泊4日の日程で友好都市であります都江堰市ほかを訪中いたしました。

渡航に係る旅費につきましては、一部会の特別会計から支出するほか、各市町から負担金を徴収しておりますが、旅費の精算に伴い不用額を減額補正するもので、内訳は全て18節負担金、補助及び交付金であります。

次に、6目情報管理費、002情報系システム運営事業495万4,000円の予算減額するもので、財源は全て一般財源となります。

セキュリティ確保や運用の安定性向上、ガバメントクラウド接続への対応を目的に、国が令和6年10月から移行を進めてきました第5次総合行政ネットワーク通称L G - W A Nへの切替えが昨年7月に完了し、通信回線使用料、サーバ機器、ルーター等の更新、設定業務のほか、ソフトウェアライセンスのリース方式への切替えに伴い執行差金を減額するもので、内訳は11節役務費、12節委託料、17節備品購入費となります。

次に、同じく6目情報管理費、003業務系システム運営事業1,306万9,000円の予算減額をお願いするもので、財源は国県支出金が1,057万円、一般財源が249万9,000円となります。

国が推進する基幹系業務システムの標準化につきましては、昨年9月に県内自治体の先陣を切って移行を完了したところでありますが、各システムの標準化対応業務委託の執行差金と、住基ネットワークシステムの保守業務委託の執行差金を減額するもので、内訳につきましては全て12節委託料となります。

このほか、昨年6月の最高裁判所判決に伴い生活保護費の追加支給が発生したことに伴いまして、福祉部福祉課が所管する生活保護システムの改修が必要となり、総務課の既存予算において実施いたしました。が、係る経費の10分の10、33万円が国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象となることから、併せて一般財源との財源更正を行うものであります。

以上で、今定例会に提案いたしました補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、防災危機管理課より2款総務費、1項総務管理費及び9款消防費、1項消防費について説明をお願いいたします。

高橋防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） お疲れさまでございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

防災危機管理課の補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算説明書の24、25ページをお願いいたします。

2段目、2款総務費、1項総務管理費、9目交通安全、防犯対策費、説明欄ナンバー011交通安全施設整備費の財源内訳の更正をお願いするものでございます。

内容につきましては、県の事業であります田富町敷島線の拡張事業の用地買収や物件補償に時間を要しており、翌年度の事業執行となることから、財源内訳のその他交通施設等物件移転補償を101万7,000円減額し、同額を一般財源に増額する財源更正をお願いするものでございます。

次に、50、51ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、1日常備消防費につきまして68万4,000円の減額をお願いするものでございます。財源内訳は全額一般財源であります。

内容につきましては、説明欄ナンバー001常備消防負担金で、令和7年度の峡北広域事務

組合の建設費負担金が確定したことに伴い、18節負担金補助及び交付金68万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、3目消防施設費、説明欄ナンバー002消防施設維持管理事業につきましては、財源内訳の更正でありまして、先ほどの交通安全施設整備費と同じく県事業の田富町敷島線の拡張事業が翌年度に事業執行となることから、財源内訳のその他消防施設等物件移転補償を159万9,000円減額し、同額を一般財源に増額する財源更正をお願いするものでございます。

次に、説明欄ナンバー003消防施設整備費の財源内訳の更正につきましては、有利な起債を活用するため緊急防災・減災事業債850万円の増額、防災対策事業債640万円の減額、これに伴い一般財源210万円の減額をお願いするものでございます。

次に、5目災害対策費、説明欄ナンバー004災害対策整備事業の財源内訳の更正につきましては、令和7年9月に静岡県牧之原市が台風15号による竜巻等被害に伴い本市職員2名の派遣に係る応援等に要した経費に対する求償金として、財源内訳のその他災害救助費用求償金を19万6,000円増額し、同額を一般財源から減額する財源更正をお願いするものでございます。

以上が防災危機管理課の補正内容となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より、質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） 田富町敷島線のことについてなんですけれども、翌年度に事業の執行が見送られるというところは理解できたんですが、一般財源からの支出ということは、県が本来負担すべきものを翌年度に繰り越されることによって市が負担するという事なんじゃないか、ちょっとそのあたりがよく理解できなくて、詳しく説明をお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） こちらのほうにつきましては、物件の補償ということで、次年度に県の工事が繰り越すことによりますことに対するものでありまして、特に市の支出が絡むということはありません。

以上になります。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時24分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、秘書課より、2款総務費、1項総務管理費について説明をお願いいたします。

瀧波秘書課長。

○秘書課長（瀧波秀彰君） おはようございます。よろしくをお願いいたします。

秘書課から提出いたしました補正予算の内容についてご説明をさせていただきます。

補正予算書の22、23ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費、事業が001一般広聴広報事業におきまして、25節寄附金としまして100万円の増額をお願いするものでございます。

内容は、本市の応援アンバサダーであります、ダティン晴代ロー氏が代表を務められる企業から「甲斐市へ新たな人の流れをつくる」ということを目的に、100万円の企業版ふるさと納税がありました。同氏は、本市の応援アンバサダーとしてシティプロモーション活動や女性活躍の推進に尽力されており、特に本市をホームタウンとして活動している女子バスケットボールチーム山梨クイーンビーズを応援することで、本市への注目度を高めたいとの申出がございました。

このことを受けまして検討しました結果、本市で活躍する女性を応援することは、本市の総合計画の基本目標であります「まちづくりは人づくり、生涯にわたる学びのまち」の実現に欠かせない人材の育成に寄与することや、同チームの活躍が本市の知名度や認知度の向上にも期待ができるため、同チームへの応援寄附金として補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、財源更正についてご説明をいたします。

22ページにあります、2目文書広報費の特定財源のうち、その他の財源にございます特定事業等寄附金546万9,000円につきましては、本市のマスコットキャラクター「やはたい

ぬ」を活用して市のPRを推進する目的でクラウドファンディングを実施した結果、多くの方から寄せられた寄附金の一部をその他財源として充当するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より、質疑等がありましたら、お願いいたします。

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） 質疑がないようですので、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、政策戦略課より、2款総務費、1項総務管理費について説明をお願いいたします。

田中政策戦略課長。

○政策戦略課長（田中貴則君） お疲れさまです。

政策戦略課から補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書22ページ、23ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費の説明欄003企画管理費184万5,000円の減額につきましては、峡北広域行政事務組合一般会計負担金の確定に伴い減額するものであります。

次に、説明欄016地方創生事業1,207万1,000円の減額につきましては、山梨いちごの王さまミュージアム開業予定地であります、赤坂ソフトパーク内市有財産活用事業におきまして、当初、盛土造成工事を本市で施工する予定でしたが、既存の盛土（起状）を生かしながらサンリオ社が芝生の種子吹きつけを行うこととなったため、設計業務委託料、工事請負費の経費などを減額するものでありまして、併せて、22ページに記載の財源内訳である国県支出金新しい地方経済・生活環境創生交付金661万3,000円のうち、603万5,000円を減額するものであります。

続きまして、説明欄020DX推進事業528万5,000円の減額につきましては、市公式LINE

E機能拡張アプリの利用料、ライセンス料の確定に伴う執行差金134万9,000円の減額及び
昨年の総務常任委員会でご報告いたしました。国の地域活性化起業人制度を活用して、民
間のノウハウや知見を生かした自治体業務のDX推進を図るため、株式会社ネットランドか
ら派遣職員を受け入れておりましたが、協定の解除に伴う受入れ終了による執行差金393万
6,000円の減額であります。

なお、市公式LINE機能拡張アプリにつきましては、財源である国県支出金の新しい地
方経済・生活環境創生交付金661万3,000円のうち、57万8,000円も併せて減額するもので
あります。

以上で政策戦略課の補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたしま
す。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より、質疑等がありましたら、お願ひいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 質疑がないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、税務課より、2款総務費、2項徴税費について説明をお願ひいたします。

山田税務課長。

○税務課長（山田郁子君） 大変お疲れさまでございます。

税務課の補正予算につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書の24ページ、25ページをお願ひいたします。

24ページ下段、2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、補正前の額7億2,103万
7,000円から3億445万1,000円の減額をお願ひし、合計4億1,658万6,000円とするものでご
ざいます。財源内訳の国県支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございま

す。

補正の内容2つのうちの1つ目、説明欄の011軽自動車税、たばこ税等賦課費の軽自動車税環境性能割徴収取扱費として県へ支出する交付金に不足額が生じる見込みとなり、増額補正するものであります。

増額の理由につきましては、今年度交付金の対象となる軽自動車取得台数が前年よりも増加し見込み台数を超えたことによるものでございます。

次に、015調整給付金給付事業であります。

6月の定例会で補正させていただきました、定額減税補足給付金給付事業の不用額を減額するものであります。

内訳は、通知の発送に係る経費や口座振込手数料、通知印刷業務委託料、データ消込業務委託料及び調整給付金の内容でございます。

減額の理由につきましては、予算積算の際、対象者1万5,000人を見込んでおりましたが、実際の対象者は8,050人であり6,950人の減少となったためでございます。

なお、調整給付金の給付実績は、対象者8,050人のうち7,737人に給付し、給付率は96.1%であります。

これで税務課の補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より、質疑等がありましたら、お願いいたします。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） 1万5,000人の予定が6,950人減ったということで、これ何で原因を教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 山田課長。

○税務課長（山田郁子君） 定額減税補足給付金の予算積算につきましては、所得税額など確定申告後に判明する情報がその時点でまだなかったため、国で示していただいた算定ツールという計算式を使用いたしまして、その値を使って1万5,000人と求めておりましたが、実際の所得税額などが確定して、実際に一人一人の内容を計算したところで値が出たものが8,050人ということになっておりまして、その算定ツールは概算を出すためのツールということで、これだけ差が出てしまいました。

○委員長（内藤久歳君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） よく分かりました。国の算定基準が大分ずれているのかなという感じ

だったということですね、ありがとうございました。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時51分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、財政課より、12款公債費及び13款諸支出金について、一括で説明をお願いいたします。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤 敦君） お疲れさまでございます。

財政課がお願いいたします補正予算（第8号）の歳出につきましてご説明いたします。

補正予算説明書の54ページ、55ページをお願いいたします。

下段のほうになります。12款公債費であります。1項公債費、1目元金、説明欄の001元金6,041万2,000円の減額につきましては、令和6年度新規借入分及び元利均等方式で償還している過年度借入分の借入れ条件の確定に伴う減額であります。

次に、2目利子であります。説明欄の001利子420万3,000円の減額につきましては、利率見直し及び令和6年度分として新規に借り入れた市債の借入利率決定に伴い減額となったものであります。

続きまして、13款諸支出金であります。1項基金費、1目財政調整基金費、説明欄の001財政調整基金積立5億8,249万1,000円の増額につきましては、今回の補正予算に伴います歳入歳出の差引額5億7,878万4,000円と、基金運用利子の確定に伴います370万7,000円を積み立てるための増額であります。

56ページ、57ページをお願いいたします。

次に、2目減債基金費、説明欄の001減債基金積立6,357万8,000円の増額につきましては、

国の補正予算により、普通交付税の算定において、今年度に限り臨時財政対策債償還基金費が創設され、臨時財政対策債の償還額の一部を普通交付税として追加交付されたため、交付額の6,309万7,000円を基金に積み立てるほか、基金運用利子の確定に伴い、48万1,000円を増額するものであります。

次に、8目公共施設等整備基金費、説明欄の001公共施設等整備基金積立2億130万8,000円の増額につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、今後施設の改修等を進めていく財源とするため2億円を積み立てるほか、基金運用利子の確定に伴い、130万8,000円を増額するものであります。

次に、9目土地開発基金費、説明欄の001土地開発基金積立26万8,000円の増額、60ページ、61ページに移りまして、13目まちづくり振興基金費、説明欄の001まちづくり振興基金積立109万5,000円の増額につきましては、それぞれ基金運用利子の確定に伴うものであります。

以上が財政課がお願いいたします一般会計補正予算（第8号）の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より、質疑等がありましたら、お願いいたします。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） 先ほどの説明の臨財債の配賦が来るというのはどういうことか、もう少し詳しく、今年に限り来るというのはどういうことでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 伊藤課長。

○財政課長（伊藤 敦君） こちらのほうに関しましては、当初普通交付税の特別会計で賄い切れない部分の減額した部分で、いわゆる基準財政需要額から基準財政収入額を引いた不交付団体のほうに交付税というものが配賦されます。ただし、国の国税等の税収が好調であったために抑制していた部分を補正予算という形で、交付税で追加配分されたものであります。今回追加配分されたものの中には、いわゆる給与費改定に伴う増額分でありますとか、今回の臨時財政対策債の分を内訳として積み上げたものが各市町、いわゆる不交付団体のほうに配賦されたような状況であります。

○委員長（内藤久歳君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） じゃ、臨財債の額は変わらないということですか。

○委員長（内藤久歳君） 伊藤課長。

○財政課長（伊藤 敦君） 臨時財政対策債のほうに関しましては、今年度に関しては発行がされていないものであります。ただし、過年度に臨時財政対策債を発行した部分の償還部分に充てなさいよということで、配賦されたものでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

以上で歳出を終了し、続いて歳入を行います。

11款地方交付税から22款市債まで一括で説明をお願いいたします。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤 敦君） 引き続き、よろしくをお願いいたします。

それでは、このたびの一般会計補正予算（第8号）の補正額11億2,446万8,000円の財源となります歳入予算についてご説明いたします。

補正予算説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。

初めに、11款地方交付税であります。1項1目1節地方交付金8億5,911万7,000円の増額につきましては、国の補正予算において、基準財政需要額の費目に臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための臨時財政対策債償還基金費や給与改定を円滑に実施するための給与改定費などが創設されたことに伴い、追加交付があった普通交付税を増額するものがあります。

次に、14款使用料及び手数料であります。1項使用料、5目農林水産業使用料、2節クラインガルテン使用料60万円の増額につきましては、クラインガルテンの2区画分の入会金を増額するものであります。

次に、15款国庫支出金であります。1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金73万9,000円の増額につきましては、障がい者・児に係る自立支援給付事業の決算見込みに基づく増額に伴い、障害者自立支援医療費負担金を増額するものであります。

2節児童福祉費負担金1億9,253万円の増額につきましては、保育所等を支弁する教育・保育給付事業の公定価格の改定に基づく増額に伴い、教育・保育給付負担金を増額するものがあります。3節児童手当負担金5,124万2,000円の減額と、4節児童扶養手当負担金166万6,000円の減額につきましては、児童手当及び児童扶養手当の決算見込みに伴い、国庫負担分をそれぞれ減額するものであります。5節保険基盤安定負担金141万3,000円の増額につ

きましては、負担金の確定に伴い、国民健康保険基盤安定負担金及び産前産後保険税負担金をそれぞれ増額し、未就学児均等割保険税負担金を減額するものであります。8節介護保険負担金90万4,000円の減額につきましては、低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、低所得者保険料軽減負担金を減額するものであります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

続いて、2項国庫補助金であります。1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金3億2,748万7,000円の減額につきましては、令和6年度に実施した定額給付金調整給付金に不足が生じた方への不足額の給付事業完了に伴い、物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金を減額、戸籍の振り仮名の法制化に伴う戸籍附票システム及び住基システムの改修に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金を増額、また、業務系システム標準化対応業務等の決算見込みに基づくデジタル基盤改革支援補助金、甲斐市地域公共交通会議補助金の決算見込みに基づく地域公共交通確保維持改善事業費補助金、赤坂ソフトパーク市有地内の整備方法の変更に伴い、新しい地方経済・生活環境創生交付金をそれぞれ減額するものであります。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金528万7,000円の減額につきましては、日中一時支援事業の申請者増などに伴い、地域生活支援事業費補助金及び生活保護費の追加支給対応システム改修事業に係る生活困窮者就労準備支援事業費等補助金をそれぞれ増額し、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修に係る経費の確定に伴い、子ども・子育て支援金制度施行準備事業補助金を減額するものであります。

次に、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金302万8,000円の増額につきましては、健康管理システム改修費に係る補助金の内示に伴う母子保健衛生費補助金、妊婦のための支援交付金の申請数の増加に伴う出産・子育て応援事業費補助金をそれぞれ増額するものであります。

次に、7目土木費国庫補助金、1節土木費補助金3,570万4,000円の増額につきましては、補助金の交付決定に伴い、狭隘道路拡幅整備事業等に係る社会資本整備総合交付金の減額及び補助金の内示に基づき、新水道線通学路整備工事に係る道路交通安全施設等整備事業補助金、赤坂ソフトパーク1号線道路改良工事に係る新しい地方経済・生活環境創生交付金をそれぞれ増額するものであります。2節道路橋梁費補助金275万円の増額につきましては、道尾橋補修詳細設計に係る補助金の内示に基づき、道路メンテナンス事業費補助金を増額するものであります。4節都市計画費補助金1億754万円の増額につきましては、しのはら地区

公園整備及び赤坂台総合公園整備に係る補助金の内示に基づき、防災・安全社会資本整備交付金を増額するものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。

続いて、3項委託金であります。2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金につきましては、国民年金支給事務システム等の改修に伴う補助金の内示に基づき、国民年金市町村事務費交付金を減額し、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金を増額するものであります。

次に、16款県支出金であります。1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金36万9,000円の増額につきましては、障がい者・児に係る自立支援給付事業の決算見込みに基づく増額に伴い、障害者自立支援医療費負担金を増額するものであります。2節児童福祉費負担金7,293万3,000円の増額につきましては、保育所等に支弁する教育・保育給付事業の公定価格の改定に基づく増額に伴い、教育・保育給付負担金を増額するものであります。3節児童手当負担金175万2,000円の減額につきましては、児童手当の決算見込みに伴い県負担分を減額するものであります。4節保険基盤安定負担金855万3,000円の減額につきましては、負担金の確定に伴い国民健康保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、未就学児均等割保険税負担金をそれぞれ減額し、産前産後保険税負担金を増額するものであります。7節介護保険負担金45万1,000円の減額につきましては、低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、減額するものであります。

次に、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金300万円につきましては、宅配ボックス購入費補助金の決算見込みに基づき、再配達削減推進事業費補助金を減額するものであります。2節企画費補助金25万円の増額につきましては、申請者の増加に伴い遠距離の通学定期券購入費補助に係る、鉄道通学支援による人口転出抑制実証事業費補助金を増額するものであります。

14ページ、15ページをお願いいたします。

次に、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金188万7,000円の増額であります。内訳といたしまして、地域生活支援事業費補助金につきましては、日中一時支援事業の申請者増に伴う増額、重度心身障害者医療費助成事業費補助金及び重度心身障害者医療費助成事業支給事務費補助金につきましては、医療費助成の決算見込みに基づく増額、また、介護保険サービス利用者負担金対策費補助金につきましては、社会福祉法人等利用者負担額軽減措置に係る介護保険サービス利用者負担対策費補助金の内示に基づき、増額するものであります。

2節児童福祉費補助金1,083万1,000円の増額につきましては、保育所等に支弁する施設運営費として教育・保育給付事業の増額に伴う教育・保育給付費地方単独費用補助金及び利用者増に伴い病児・病後児保育利用料軽減事業費補助金を増額するものであります。

5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金300万円の減額につきましては、認定新規就農者数の確定に伴い、農業次世代人材投資事業費補助金を減額するものであります。3節地籍調査費補助金162万1,000円の減額につきましては、吉沢地区の地籍調査事業の決算見込みに基づく減額に伴い、地籍調査事業費補助金を減額するものであります。

9目教育費県補助金、2節中学校費補助金21万2,000円の減額につきましては、補助金の交付決定額の確定に伴い、部活動指導員任用事業費補助金を減額するものであります。5節教育総務費補助金62万1,000円の減額につきましては、補助金の交付決定額の確定に伴い、学力向上支援スタッフ配置事業費補助金を減額するものであります。

次に、17款財産収入であります。1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節不動産貸付収入162万7,000円の増額につきましては、赤坂ソフトパーク内の市有地の貸付けに伴い増額するものであります。

2目1節利子及び配当金752万3,000円の増額につきましては、利子の確定に伴う各基金の運用益の補正であり、16ページ、17ページにかけての内容となります。

次に、19款繰入金であります。1項基金繰入金、12目1節地域振興基金繰入金29万円の増額につきましては、サテライト双葉等の昨年度の積立金の積み残し分などによる増額であります。

2項特別会計基金繰入金、6目1節地域し尿処理施設特別会計繰入金103万1,000円の増額につきましては、令和6年度地域し尿処理施設特別会計への繰出金について、決算による精算分を一般会計へ繰り入れるものであります。10目1節介護サービス特別会計繰入金64万3,000円の増額につきましては、令和6年度介護サービス特別会計への繰出金について、決算による精算分を一般会計へ繰り入れるものであります。

18ページ、19ページをお願いいたします。

次に、21款諸収入であります。2項1目1節市預金利子900万円の増額につきましては、歳計現金分の利子の利率の上昇に伴い増額するものであります。

5項1目雑入、1節総務費雑入101万4,000円の増額につきましては、新市町村振興宝くじの収益金をもって交付される、財団法人山梨県市町村振興協会市町村交付金の交付額の確定に伴い、増額するものであります。2節民生費雑入53万5,000円の減額につきましては、

人件費の決算見込みに基づき、山梨県後期高齢者医療広域連合派遣職員費を増額し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業業務委託金を減額するものであります。4節労働費雑入60万円の増額につきましては、移住支援金の受給者がマッチングサイトにより就職した職場を1年以内に退職したことにより、甲斐市移住支援事業補助金返還金を増額するものであります。6節商工費雑入100万円の減額につきましては、売上げに伴う決算見込みにより、競輪場外車券売場地元対策費及びボートレース場外舟券売場環境整備協力金をそれぞれ減額し、オートレース場外車券売場環境整備協力費及び地方競馬場外馬券売場環境整備協力費を増額するものであります。8節消防費雑入242万円の減額につきましては、県事業である田富町敷島線の拡幅事業が令和8年度事業着手となったことによる、消防施設等物件移転補償費及び交通施設等物件移転補償費の減額、また静岡県牧之原市台風15号に伴う竜巻等災害における応援等に要した経費に対する求償金を増額するものであります。

次に、22款市債であります。1項市債、1目総務債、9節デジタル活用推進事業債1,620万円の増額につきましては、公式ウェブサイト構築業務について適債性が認められたことにより増額するものであります。

3目衛生費、3節一般補助施設整備等事業債50万円の減額につきましては、脱炭素社会推進事業における竜王庁舎ZEB化改修実施設計の事業費が確定したことにより減額するものであります。

20ページ、21ページをお願いいたします。

5目農林水産業債、5節公共事業債等370万円の減額につきましては、防災重点農業用ため池緊急整備の事業費の変更に伴い減額するものであります。6節防災・減災国土強靱化緊急対策事業債2,470万円の増額につきましては、国の補正予算の追加配分による防災重点農業用ため池緊急整備の事業費の変更に伴い増額するものであります。

7目土木債、3節緊急自然災害防止対策事業債100万円の減額につきましては、急傾斜地崩落対策事業の事業費の変更に伴い減額するものであります。5節防災・減災国土強靱化緊急対策事業債1億2,270万円の増額につきましては、国の補正予算における、しのはら公園整備事業の公園整備工事、多目的棟建設工事及び赤坂台総合公園整備などに係る補助金の内示に基づく事業費の増に伴い増額するものであります。6節公共事業等債4,270万円の増額につきましては、榎万才線道路改良工事などの事業費の確定に伴う減額分と、国の補正予算における、赤坂ソフトパーク1号線道路改良工事、赤坂台総合公園整備などに係る補助金の内示に基づく事業費の増に伴う増額分の差引分を増額するものであります。9節一般事業債

1,200万円の減額につきましては、竜王新町氏神西地内水路改修工事を、令和8年度に補助金を活用して事業執行としたことなどにより減額するものであります。

8目消防債、2節緊急防災・減災事業債850万円の増額、3節防災対策事業債640万円の減額につきましては、消防ポンプ車購入について、防災対策事業債を充当する予定でしたが、充当率の高い緊急防災・減災事業債の適債性が認められたことにより変更するためそれぞれ増額または減額するものであります。

9目教育債、7節デジタル活用推進事業債3,460万円の増額につきましては、図書館情報ネットワークシステム改修業務について、適債性が認められたことにより増額するものであります。

地方債の現在高の見込みに関する調書につきましてご説明させていただきますので、補正予算説明書の63ページをお開きください。

左から4列目、令和7年度中増減見込額の起債見込額ですが、真ん中の列、補正額になりますが、一番下の合計のとおり、今回の補正で2億2,580万円を増額いたしますと、本年度の起債の発行見込額は右隣の36億1,270万円となり、一番右の列にありますとおり令和7年度末の現在高の合計は213億1,668万6,000円となる見込みであります。

以上が歳入予算の説明であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より、質疑等がありましたら、お願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案にする討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第4号を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。慎重審議ご苦労さまでした。

最後に、その他を行います。

委員より、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 事務局より何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、その他を終了いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時17分